

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十二号

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項第四号中「（以下「利用料金」という。）の」を「の収納及び」に改める。

第五十二条の二第一項中「駐車場」の下に「（知事が定める県営住宅に係るものに限る。）」を加え、「利用料金」を「駐車場の使用料（以下「利用料金」という。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。